

2018年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496
http://muraio-company.sakura.ne.jp/



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～
■ 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
■ 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
■ 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
■ 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成30年2月1日号

無期転換ルールへの対応

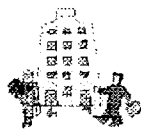
有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換できるルール（いわゆる5年ルール）が規定された改正労働契約法施行から間もなく5年が経過し、平成30年4月以降から無期転換への申し込みが本格化するとされています。今回は、それまでに企業が準備しておくべきことを確認いたします。

■無期転換イコール正社員化ではない■

改正法が施行された際に、一部マスコミで「有期契約労働者が5年経過後に正社員化される」と報道されたこともあり、無期転換イコール正社員化と誤解しているケースがありますが、そうではありません。労働契約の期間の定めが無期となりますが、その他の労働条件（給与・労働時間等）は就業規則等に別段の定めがない限りは従前のままとなります。無期転換後に労使とも誤解の起こらぬよう、転換後の労働条件について就業規則に明記する等の方法で周知徹底する必要があります。

■定年の定め■

有期契約労働者は契約期間満了時に更新の判断を行うため、一般的には定年を定めておく必要がないとされていますが、無期転換後は契約更新という概念がなくなるため、新たに定年を設ける必要があります。また、高齢者パート等の多い職場では、無期転換時にすでに定年年齢を超えているというケースも想定し、第二定年（例：「無期転換後2年経過で定年とする」等）を検討する必要があります。



■定年再雇用者も5年ルールの対象となる■

定年再雇用者も再雇用後の有期契約が通算5年を超えると、無期転換権が発生します。ただし、この点に関しては、労働局に「継続雇用の高齢者に関する申請書（第二種計画認定）」を提出し、認定を受けることにより、無期転換ルールの対象から外すという特例の適用を受けることができます（有期雇用特別措置法）。

無期転換の申し込みが本格化する前に、再度制度の確認と自社での対象者のピックアップ、また上記の点に注意して就業規則等の再整備を進めていただければと思います。

職業安定法の改正

平成30年1月1日より改正職業安定法が施行されました。今回はその概要を紹介いたします。人材募集時の実務に直結する改正内容となっていますので、再度ご確認をお願いいたします。

■募集・求人申込み時の労働条件の明示について■
労働者の募集や求人申込み時の労働条件の明示事項として以下の項目が追加されました。

- ① 試用期間の有無及び期間、試用期間中の労働条件
- ② 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
- ③ 派遣労働者として雇用しようとする場合は、その旨
- ④ 裁量労働制を採用する場合には、その旨
- ⑤ 固定残業代制を採用する場合、固定残業代を除いた基本給の額、固定残業時間、固定残業時間を超えた場合は追加で給与を支払う旨

固定残業制を導入している会社は、⑤の部分に気を付ける必要があります。固定残業制に関しては、今後、より厳密に運用しなければ、万が一、紛争が発生した際に否定される可能性があります。明示等を行わずに労使慣行等で運用している場合は、ぜひこの機会に見直しを行って下さい。その他の項目に関しては、特に目新しい内容ではありませんが、自社のHPで募集を行っている場合は、



■労働条件に変更があった場合■

当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません（今回の改正により新設）。変更明示は、以下のように、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。

- ① 当初の明示と変更された後の内容が対照できる書面を交付する方法
- ② 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法
なお、変更明示に当たっては、その他にも以下のような点に留意が必要です。
(ア) 可能な限り速やかに労働者に明示（労働者が変更内容を認識した上で、労働契約を締結するかどうか考える時間を確保するため）
(イ) 変更明示を受けた求職者から、その理由について質問を受けた場合には、適切に説明を行う